

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

開成町長 様

申告者(納税義務者)

住所(所在地)

氏名(名称) 印

個人番号又は
法人番号

電 話 番 号 - -

地方税法附則第15条の9第9項～第12項及び地方税法附則第15条の9の2第4項～第7項に規定する耐震改修住宅に係る固定資産税の減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて申告します。

対象家屋	所 在 地	開成町			
	家 屋 番 号	番	種 類	□ 住宅 □ 併用住宅	
	構 造	造 葺 建			
	床 面 積	m ²	居住用床面積	m ²	
	建 築 年 月 日	S・H 年 月 日	登 記 年 月 日	S・H 年 月 日	
改修工事	改修完了年月日	R 年 月 日			
	総 額	① 円			
	補 助 金 額 等	② 円			
	自 己 負 担 額	①－② 円 ※ 50万円を超えるものが対象			
	工 事 の 種 類	☒ 窓の断熱工事(必須) ☐ 床の断熱工事 ☐ 天井の断熱工事 ☐ 壁の断熱工事			
改修工事完了後、3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由					
添 付 書 類		☐ 改修工事の内容及び費用を確認することができる明細書等の写し ☐ 改修工事が行われた箇所を撮影した写真(改修前と改修後のわかるもの) ☐ 工事領収書の写し ☐ 増改築等工事証明書(この書類がある場合、上記3点の書類は不要です) ☐ 国又は地方公共団体からの補助金などの交付を受けている場合、補助金の交付決定を受けたことを確認できる書類 ☐ 長期優良住宅認定通知書の写し ※ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合のみ。			

※ 固定資産税の減額が適用される住宅の要件等については、裏面をご覧ください。

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置について

1. 減額の要件

次の要件をすべて満たす必要があります。

- ① 平成20年1月1日以前からある住宅であること(賃貸住宅を除く)
- ② 次のいずれか(「ア 窓の断熱工事」は必須)の改修工事を行っており、かつ、改修部位が現行の省エネ基準に適合すること
 - ア 窓の断熱工事(必須)
 - イ 床の断熱工事
 - ウ 天井の断熱工事
 - エ 壁の断熱工事
- ③ 令和4年3月31日までに実施された工事であること
- ④ 省エネ改修工事後の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- ⑤ 併用住宅の場合、床面積の2分の1以上が居住用であること
- ⑥ 対象となる省エネ改修工事費用から、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えること

2. 減税の内容

120㎡相当分を限度として、改修工事が完了した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税額の3分の1(認定長期優良住宅は3分の2)を減額。

※1 バリアフリー改修に伴う減額を除き、他の固定資産税の減額と同時に適用はできません。

※2 過去に省エネ改修の軽減を適用した住宅には、適用できません。

問合せ先

開成町 税務課 課税班

[受付時間] 平日8時30分～17時15分

電話 : 0465-84-0313(直通)

FAX : 0465-82-5234

住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書

令和 2 年 12 月 1 日

開成町長 様

申告者(納税義務者)

減額の対象となる家屋所有者の住所・氏名等をご記入ください。

住所(所在地) 開成町延沢773番地

氏名(名称) 開成 太郎

印

個人番号又は法人番号 123456789123

電話番号 0465 - 83 - 2331

地方税法附則第15条の9第9項～第12項及び地方税法附則第15条の9の2第4項～第7項に規定する耐震改修住宅に係る固定資産税の減額措置の適用について、事実を証する書類を添えて

該当する個所にレ点でチェックを付けてください。

対象家屋	所在地	開成町 延沢773番地		
	家屋番号	773 番	種類	☒ 住宅 ☐ 併用住宅
	構造	木 造 亜鉛メッキ鋼板 葺 2階 建		
	床面積	123.45 m ²	居住用床面積	123.45 m ²
	建築年月日	S・H 5 年 10 月 1 日	登記年月日	S・H 5 年 10 月 5 日
改修工事	改修完了年月日	R 2 年 11 月 10 日		
	総額	① 1,250,000 円		
	補助金額等	② 500,000 円		
	自己負担額	①－② 750,000 円 ※ 50万円を超えるものが対象		
	工事の種類	☒ 窓の断熱工事(必須) ☒ 床の断熱工事 ☐ 天井の断熱工事 ☐ 壁の断熱工事		
改修工事完了後、3ヶ月以内に申告書を提出できなかった理由		該当する個所にレ点でチェックを付けてください。		
添付書類		☐ 改修工事の内容及び費用を確認することができる明細書等の写し ☐ 改修工事が行われた箇所を撮影した写真(改修前と改修後のわかるもの) ☐ 工事領収書の写し ☐ 増改築等工事証明書(この書類がある場合、上記3点の書類は不要です) ☐ 国又は地方公共団体からの補助金などの交付を受けている場合、補助金の交付決定を受けたことを確認できる書類 ☐ 長期優良住宅認定通知書の写し ※ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合のみ。		

※ 固定資産税の減額が適用される住宅の要件等については、裏面をご覧ください。